

第 1 0 4 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 6 年 6 月 1 4 日（金）午前 9 時 3 0 分から 1 0 時 1 0 分
- 2 開催場所 久賀庁舎 3 階 会議室

3 出席農業委員 （1 3 人）

- 1 番 宮本 平
- 2 番 岡崎 裕一
- 3 番 大谷 正樹
- 4 番 沖村 和哉
- 5 番 角井 雅之
- 6 番 小柳 貴史
- 7 番 袴田 光夫
- 8 番 大内 清香
- 10 番 藤元 敬介
- 11 番 東谷 邦夫
- 12 番 沖 貴美枝
- 13 番 田中 豊文
- 14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （1 人）

- 9 番 岡村 淳史

5 出席農地利用最適化推進委員 （4 人）

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地利用最適化推進委員の選任について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長	辻田 建一
書記	小田 康雄
書記	泉口 洸平
書記	今村 竜太郎

議長	それでは、只今より第 104 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の附議案件は、議案 8 件、審査会 1 件、報告事項 3 件その他諸連絡となります。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。次に、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、本日、農地利用最適化推進委員は 4 名出席して頂いております。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 7 番袴田委員と 10 番藤元委員によりしくお願いいたします。それでは、審議に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町森●●●●、譲渡人、東京都渋谷区●●●●、申請地、大字平野、字迎畠、地番●●●●、地目畑、面積 235 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 1,071 m²、取得後は 1,306 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、管理ができないため、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、主に野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	引き続きまして、地区担当の農業委員 3 番大谷委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
3 番	譲渡人ですけど昨年親父さんがこっちにおられたんですが亡くなって相続した畑です。今までさらに親戚の人が作っていたんです。今回相続したときにこっちにいないので譲渡したいということをその人に言ったんですけどその人ももう年で長いことできないのでこの譲受人も推進委員をしているんですけど花を作っているしまだ若いのと親戚にもなるということで話があったと

ということです。譲受人自身も今これにありますけど 1,000 m²でビニールハウスでバラとか鉢花をやっているんですがいずれちょっと狭いですがここにもハウス建てて花を作ればということでしばらくは野菜とか作って管理するというです。これは譲受人が作らないとなるともう荒れるしかないと思いますので問題ないと思います。これ地図ではわかりにくいんですけど結構周り段々畑です。下の●●さんはミカンを作りよってですがもうお年の人で息子さんもちょっと体が悪くて荒れ気味でミカンを作っている。上の方は○○さんは息子さんかどこかよそで遠くにおって時々帰ってきて木を切るぐらいで周りもちょっと荒れ気味の土地ではある。ここを譲受人が作ってくればそのまま荒れずに管理してもらえんと思いますのでいいと思います。以上です。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、神奈川県大和市●●●●、申請地、大字東安下庄、字久保畠、地番●●●●、地目畑、面積197 m²他2筆合計2,112 m²です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在2,703 m²、取得後は3,231 m²です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから9ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、農地の管理が困難なため、利用権により貸している農地を含めて譲り渡したい譲渡人の要望に対し、会社を定年退職し、営農活動に力を入れたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号

の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘や野菜などを栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 13 番田中委員、推進委員 13 番吉村委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 3 番 8日に吉村委員さんと2名で現地を確認しております。6ページの右側の図にありますように2か所に分かれておりまして北側の方上側の方図面の方はまあ畑で下側●●●●番地の三角の小さい所があります。ここは倉庫とハウスが建っております。私からは以上です。

1 3 番 (推進委員) 田中委員から説明があった通りですけれども本人さんとお会いして色々話をさせていただきました。4年前にUターンをされたということですのでこの上の方の畑で二か月ほど前からフライング気味に開墾をされておりまして柑橘を栽培するとありますけれどもすでに栽培をされておるようでございました。それと下の三角の土地ですけれどもこちらは倉庫と小さいハウスがあります。ここに記載がありますハウス野菜を栽培するということです。現時点では行えそうになったら行うということでもございました。それから年間農業作業従事日数 250 日とございます。私が見たところこの場所すごく目立つ場所なんですけれどもいつも軽トラックが止まっております 250 日から 365 日ぐらいの作業日数になるんじゃないかなという推測ですが。というような報告です。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町西方●●●●、譲渡人、大阪府池田市●●●●、申請地、大字西方、字一ノ宮、地番●●●●、地目畑、面積 255 m²です。契

約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 0 m²、取得後は 255 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、9 ページから 12 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており、農地の管理が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、家の隣接地の申請地を取得し野菜を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 1 番宮本委員、推進委員 17 番山根委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 番 今週推進委員の山根委員と現地を確認して譲受人のお話を伺ってまいりました。この畑は周辺が住宅に囲まれたここだけ畑というような状況でした。ここが荒れてしまうと周りへの影響も大きい畑で今回の案件でちゃんと管理してくれる人の所有になるということはとてもいいことだと思いました。この畑自体は以前から譲受人が管理していた畑ですので実績も十分で問題のない案件だと思います。以上です。

17 番 (推進委員) 宮本さんと確認しました。家のすぐ隣ということで管理が非常にしやすいということと奥さんが 80 代ですけどしっかり車も乗れるので管理しやすいということがはっきりしております。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、広島県広島市●●●●、譲渡人、山口県防府市●●●●、申請地、大字西屋代、字川地、地番●●●●、地目畑、面積273㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は273㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、13ページから16ページをご覧ください。本事案については、住宅の処分に伴い申請地を併せて譲り渡したい譲渡人の要望に対し、住宅を保養所として譲り受け、隣接する申請地に野菜などを栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、現在植えられている果樹を引き続き管理し、併せて野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員10番藤元委員、推進委員9番藤岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番

先日藤岡委員と一緒に現場を見ました。場所は小学校の川を挟んだ向かい側なんですけど立派な建物があってその敷地の横に畑があるという形で現在は耕作されていないようでしたが畦の跡が残っていたのと柿の木が一本あります。ちょうど角の所に農業用倉庫が昔から使っているのが建っているみたいなんですけどその中に草刈り機等入っていました。譲受人の方とはお話しできなかったのですが問題なく耕作できるところだと思います。

9番
(推進委員)

今藤元委員さんが説明したとおりで不足するものはございません。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.5について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.5、申請人、譲受人、周防大島町家房●●●●、譲渡人、東京都世田谷区●●●●、申請地、大字家房、字東脇、地番●●●●、地目畑、面積267㎡他1筆合計590㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は590㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、16ページから19ページをご覧ください。本事案については、耕作できないため申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、Uターンし、営農活動を行いたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の確保予定や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、果樹や野菜などを耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、推進委員10番片岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

8番

6月10日に推進委員の片岡さんと現地を確認に行きました。譲受人は今週は東京にいらっしゃるということで6月9日にお電話をさせていただき園地の確認をさせていただくことと現状のお話をお聞きしました。大島の出身でUターンするお兄さんご夫婦も仕事を退職されて一緒に農作業されているということや家庭菜園としてすでに上の段にユズ、レモン、ウメ、イチジク、ブルーベリー、ザクロを植えて育ちのいいものを今後増やしていくこと、耕運機や草刈り機などの道具は譲り受けたり購入していること、下の段にはト

	マト、キュウリ、ナス、ハーブ、モロヘイヤなどを植えているということをお聞きしました。資料の18ページの地図を見ていただきたいのですが家の周り宅地の周りを畑で囲まれているような作りになっており上段と下段に段差で畑が分かれているようになっています。下の畑は以前の住人が育てていたミカンの木が15本程度あり防除もされている様子でした。それに加え新たな苗木もあるような状態で下のミカン農家の●●さん親子に指導いただきミカン栽培をされているということでした。上の段にも野菜が植えてあることなど確認でき草刈りもされている様子でした。問題ないかと思います。
10番 (推進委員)	先日大内委員と現地確認に行っていました。大内さんが言っていた通り黒点の防除等々もされておりましたが剪定枝が園内にそのままになっていてそのフォローも必要かなと。私の近所の園地ですので今後もちよっと顔を出して話をしていきたいと思っています。以上です。
議長	ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。
5番	農地の売買価格が他の案件と対して高いのですがこれ何かおまけがついているのですか。特に何もない。
8番	住宅込みであると思われます。
議長	他に何かご質問がありましたら。 (質問等なし) ご質問なども無いようですので採決をいたします。 本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.6について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.6、申請人、譲受人、周防大島町棕野●●●●、譲渡人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字権現、地番●●●●、地目畑、面積1,103㎡他1筆合計2,483㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在15,875㎡、取得後も15,875㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、20ページ

から 23 ページをご覧ください。本事案については、利用権の設定により貸している当該農地を譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、従来どおり、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 6 番小柳委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

6 番 先日松田推進委員と一緒に現地を確認し譲受人からお話を伺ってきました。これに関しては先月あった同じ譲受人の案件のすぐ隣下側に隣接する園地としてここを購入するということでした。上の園地と一緒に一体化して耕作できるということで園地の集積という観点でもいいと思います。特に問題はないかと思えます以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No. 7 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 7、申請人、譲受人、周防大島町小泊●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字小泊、字百歩東、地番●●●●、地目畑、面積 335 m²他 1 筆合計 1, 912 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 8,680 m²、取得後は 10, 592 m²です。それでは、農地

法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、24 ページから 28 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており耕作が困難なため譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を譲り受け、野菜を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員3番大谷委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

3番 先日推進委員の石崎さんと一緒に現地を確認に行きました。お話は電話で聞いたんですが以前26ページの地図の●●●●番地は以前譲受人が購入した畑です。この上の2段の畑を今回購入ということです。●●●●番地は申請出てきて見に行った時にはジャングルだったんですが今はきれいに開墾してトウモロコシとか野菜を作ったり手前に小屋を建ててニワトリを飼ったりしています。続きで上の二段を開墾したいということで今回購入予定だそうです。かなり●●●●番地は大きな木が生えたりしてちょっと大変そうではありますが頑張って開墾するというので。ミカンもですね他の畑で精力的に作っている方でまだまだ増やしたい頑張るからお願いしますということでした。問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。宮本委員。

1番 結構荒れているって状況で結構な金額だなと思うのですがどうなのでしょう。畑だけなんですよ。

3番 その辺はちょっと聞いてないんですが。一反五畝ぐらい結構広いのは広い。大段で開墾しさえすれば使いやすい畑だとは思いますが。

1番 がんばって経営していくということですね。

議長

他に何かありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程 2、議案第 2 号、農地利用最適化推進委員の選任について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第 2 号、農地利用最適化推進委員の選任についてご説明します。

本件につきまして、河杉龍二推進委員が逝去されたことに伴い、屋代地区において欠員が生じたため、推薦及び募集を実施し、1 名の応募がありました。候補者について、議案説明資料の 28 ページをご覧ください。

(候補者の説明)

なお、本総会で選任することに決した場合、令和 8 年 7 月 19 日までの任期となります。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件について、選任することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を承認することに決定いたします。

続いて日程 3、審査会 1 に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事前に送付しております農用地利用集積計画（案）につきまして、周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第です。

令和6年6月25日告示予定で、新規115筆 99,636㎡、更新75筆 67,970㎡、合計190筆 167,606㎡の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの事務局の説明にご質問などはございませんか。

(質問、意見なし)

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程4、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いします。

事務局

はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。久賀、油宇にて3件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は29ページから35ページをご覧ください。報告は以上です。

議長

ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。
角井委員。

5番

地番●●●●29ページの右側は無断転用ですか。手続きは終わっていたけど登記してなかった。

事務局

ここの●●●●番地についてなんですけど実施いつしたのかというのが長年わからなくて当時許可を出ていたのかどうかつかめなくて久賀地区の農業委員さんにご相談の上現況証明の手続きをさせていただいた次第です。

議長

他に何かご質問がありましたらお願いします。特にご質問などが無いようでしたらこの事項報告事項でございまして皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。

事務局

次回総会開催日は7月16日(火)午後1時30分から、久賀庁舎3階会議室を予定しております。9月の総会までは午後を予定しておりますのでご注意ください。議案送付は7月5日(金)までを予定しております。次にお手元に

お配りしております農地利用最適化推進施策の改善に関する意見について、
国・県への施策の改善意見等ございましたら報告様式にご記入の上来月の総
会までにご提出をお願いいたします。

議長

今の事務局の説明でなにかご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

では、以上をもちまして第 104 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたしま
す。長時間の審議、ご苦劳様でした。

上記は、令和6年6月14日開催の第104回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 6 年 7 月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____